

議 決 事 項

公告第1号

役員の就任について

宮城県医師国保組合理事長の日野泰彦理事が退任したため、平成28年2月19日開催の平成27年度第2回通常総会議決に基づき、その後任理事として下記の者が就任したので報告する。

記

役 名	新 任 役 員	就 任 年 月 日	推 薦 母 体
理 事	宮城県医師国保組合理事長 佐々木悦子	平成28年4月1日	宮城県国保組合連絡会

公告第2号

平成27年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,048千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 4 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 677 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,039,928 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年度保険者協議会関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,032 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,186 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,533 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

公告第 3 号

宮城県国民健康保険団体連合会規約等の一部を改正する規約

（宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部改正）

第 1 条 宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に、同条第 6 項中「前 5 項」を「前各項」に、「及び保健」を「、保健等」に改める。

第 6 条の 2 の見出しを「(保険料の特別徴収等に係る經由事務)」に改め、同条第 5 号中「特別徴収に係る經由事務」を「前各号に掲げる事務」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の規定による非課税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を経由して行うものとされた事務

(6) その他法令又は通知で定める連合会を経由して行うものとされた事務

第6条の3第1項中「前2条」を「前3条」に、「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務
- (2) 健康保険法第254条の4第1項第2号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (3) 健康保険法第254条の4第1項第3号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

第6条の3を第6条の4とし、第6条の2の次に次の1条を加える。

(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)

第6条の3 この連合会は、前2条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第113条の3第1項第1号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (2) 法第113条の3第1項第2号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務
- (3) 高齢者医療確保法第165条の2第1項第1号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (4) 高齢者医療確保法第165条の2第1項第2号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

第12条の3第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項第1号」に改め、同条第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

(宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の一部改正)

第2条 宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約（平成20年規約第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第6条各項」を「第6条」に、「並びに第6条の3第1項及び第2項」を「、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項」に改める。

附則第4項中「第6条各項」を「第6条」に、「、第6条の3第1項及び第2項」を「、第6条の3、第6条の4第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則等の一部を改正する規則

(職員服務規則の一部改正)

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則（平成13年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第38条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服の申し立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 39 条第 1 項中「前条の不服の申立て」を「前条の審査請求」に改め、「その不服の申立て」を「その審査請求書」に改める。

(個人情報保護に関する規則の一部改正)

第 2 条 宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則(平成 18 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 4 章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 21 条の見出しを「審査請求」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「開示請求又は」を「開示請求若しくは」に、「について、不服の申し立て(以下「不服申立て」という。)をしようとする」を「又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為について不服がある」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立てがなされた」を「審査請求があった」に、「当該不服申立てに対する決定をしなければ」を「当該審査請求に対する裁決を行わなければ」に改め、同条第 3 項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第 22 条の見出しを「(答申の尊重)」に改め、同条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(情報公開に関する規則の一部改正)

第 3 条 宮城県国民健康保険団体連合会情報公開に関する規則(平成 18 年規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 3 章の章名中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 16 条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第 1 項中「不服を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「不服を申し立てようとする者」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 2 項第 1 号中「不服を申し立てようとする者は、」を「審査請求人の」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「不服の申し立て」を「審査請求」に改める。

第 17 条の見出し中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「不服の申立て」を「審査請求」に、「当該不服の申立て」を「当該審査請求」に、「当該不服の申出」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第 1 項第 1 号中「不服の申立てをした者」を「審査請求人」に、「当該申立て」を「当該請求」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「当該不服の申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服の申立てをした者」を「審査請求人」に改める。

第 18 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服の申立てをした者」を「審査請求人」に、「不服申立てに対する決定通知書」を「審査請求に対する裁決書」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会職員旅費規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会職員旅費規則（平成 12 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 2 項第 3 号中「居住地に」を「住所又は居所を」に改める。

第 9 条中「私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地」を「職員が私事のためにその住所若しくは居所」に、「居住地」を「住所若しくは居所」に、「在勤地」を「在勤場所」に改める。

第 18 条第 1 項ただし書中「全路程において公用の交通機関を利用して旅行する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 全路程において公用の交通機関を利用して旅行する場合

(2) 在勤場所から 8 キロメートル以内の地域内において旅行する場合

第 20 条の 3 第 1 項第 1 号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧在勤場所から新在勤場所」に改め、同項第 2 号中「旧居住地から新居住地」を「旧住所又は旧居所から新住所又は新居所」に改める。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

第 22 条の見出しを「(近距離旅行の旅費)」に改め、同条第 1 項中「在勤地以外の」を削り、同条第 2 項中「在勤地以外の」を削り、「旅行」の次に「及び在勤場所から 8 キロメートル以内の地域内における旅行」を加える。

第 22 条の 3 第 1 項第 1 号中「旧在勤地」を「旧在勤場所」に改め、同項第 2 号中「新在勤地」を「新在勤場所」に改め、同条第 3 項中「居住地」を「住所又は居所」に改める。

別表第 1 号中「、第 21 条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員旅費規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び旅行日前に出発し、かつ、旅行日以後に完了する旅行のうち旅行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち旅行日前の期間に対応する分及び旅行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則（平成 19 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 28 条の 3 連合会が保険者又は後期高齢者医療広域連合から国民健康保険又は後期高齢者医療の療養費、特別療養費及び移送費（以下「療養費」という。）の支給に関する費用に係る審査の業務の委託を受けて、当該審査を行うときは、この規則中「国民健康保険の療養の給付」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の療養費

の支給」と、「国民健康保険の療養の給付に関する費用の請求」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の療養費の支給に関する費用」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規程の一部を改正する規程

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規程（平成 19 年規程第 4 号）の一部を次ように改正する。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会介護従事者処遇改善基金管理運営規程を廃止する規程

宮城県国民健康保険団体連合会介護従事者処遇改善基金管理運営規程（平成 21 年規程第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
